

第30回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第76号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第77号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第78号 現況地目の認定申請について

第 7 議第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用賃貸借権の設定)

第 9 議第125号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大友 勝治

事務局長補佐 小倉 繁樹

課長補佐(農振) 高橋 陽一

主任 梅津 智史

主事 田口 実加子

主事 高橋 秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第30回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番遠藤愛委員、議席4番平田壽和委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については、事務局職員より梅津主任並びに田口主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第76号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第76号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和7年7月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は9件です。

(以下、議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第77号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 梅津 智史

4ページをご覧ください。報告第77号非農地証明の結果報告について、申請件数は3件です。

5ページをご覧ください。願人●●、土地は大字上小松高田1965-1、田、198 m²です。非農地となった時期及び事由は、昭和59年頃住宅を建築した宅地に隣接する土地で、当時から宅地と一体的な利用をしており現況宅地である旨の申請です。令和7年7月16日に平田壽和委員、竹田浩徳委員、事務局で現地を確認し、申請等に相違ないことを確認しています。

次のページをご覧ください。願人●●、土地は大字時田字虚空蔵山2314-9、田 2 筆 455 m²、畑 2 筆 2,884 m²、合計 3,339 m²です。非農地となった時期及び事由は、年月日不詳ですが、水利施設がなく周辺農地と土地利用が異なっており、少なくとも20年以上前から農地としての利用がなく現況原野である旨の申請です。令和7年7月16日に平田壽和委員、竹田浩徳委員、事務局で現地を確認し、申請等に相違ないことを確認しています。

次のページをご覧ください。願人●●、土地は大字黒川字本屋敷四1087、畑 122 m²です。非農地となった時期及び事由は、申請地は昭和63年頃から農地としての利用がなく、今後も農地として利用する計画がないことから、現況原野である旨の申請です。令和7年7月16日に平田壽和委員、竹田浩徳委員、事務局で現地を確認し、申請等に相違ないことを確認しています。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第78号、現況地目の認定申請について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 梅津 智史

報告第78号現況地目の認定申請について、申請件数は1件です。

9ページをご覧ください。申請人●●、大字上小松字大光院前5632他1筆、計田2筆748㎡です。申請地は所有者が高齢で施設入所中であるため町外の親族が管理している状況です。不整形地で狭小であり、新たな耕作者の搜索も難しい状況であるため、現況原野である旨の申請です。令和7年7月16日に平田壽和委員、竹田浩徳委員、事務局で現地を行い申請の通り相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、議第123号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

初めに議事の進め方についてお諮りします。本件の中で番号10番は議席9番高橋孝博委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(意義なしの声あり)

それでは、議席9番高橋孝博委員は当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、番号10番の件について審議を行うので、議席9番高橋孝博委員は室外に退席願います。

(高橋孝博委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

10ページをご覧ください。議第123号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は13件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。12ページをご覧ください。

10番●●、●●大字小松字矢ノ目3680、田6,620㎡、貸し直し、借り直しです。

今回の申請について賃借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号10番の件について、議席6番、勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号10番について、7月11日に推進委員江口委員が現地を調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定します。高橋委員の復席を求めます。

(高橋委員が復席)

次に、番号10番を除く件について、審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

10ページをご覧ください。議第123号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請あったので委員会の可否を求める。令和7年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。

10番以外の申請件数は12件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

- 1番●●、●●大字上小松字八幡833、田 4,944 m²、貸し直し、借り直し
- 2番●●、●●大字大塚字前沖南343、田 2,909 m²計田 3 筆 4,653 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 3番●●、●●大字西大塚字住吉北233-1、田 464 m²計田 5 筆 2,043 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 4番●●、●●大字大塚字北野二2913、田 776 m²計田 9 筆 5,426 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 5番●●、●●大字西大塚字檜4654、畑 1,824 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 6番●●、●●大字西大塚字檜4657、畑 2,578 m²計畑 3 筆 3,314 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 7番●●、●●大字西大塚字檜4674-1、畑 690 m²計畑 2 筆 2,076 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 8番●●、●●大字西大塚字檜4663、畑 823 m²計畑 2 筆 1,979 m²、貸し直し、経営規模拡大
- 9番●●、●●大字大塚字熊野堂1890-1、田 4,238 m²計田 2 筆 4,422 m²、貸し直し、借り直し
- 11番●●、●●大字黒川字八日町2086、田 10,164 m²計田 2 筆 14,074 m²、貸し直し、借り直し
- 12番●●、●●大字時田字新町1306、畑 392 m²計田 2 筆 4,783 m²、畑 3 筆 1061 m²、貸し直し、経営規模拡大

13番●●、●●大字上奥田字柳沢189-1、田 1,129 m²計田 8 筆 11,328 m²、貸し直し、借り直し
以上の申請について賃借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考え
られますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

休憩を求めます

休憩前に戻ります。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番
号1番の件について、議席9番、高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、7月16日に推進委員高橋委員と私が現地調査しました。今回の申請は、貸
し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと
思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断しますので、よろしくお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番から9番の件について、議席4番、平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、
経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思
います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号3番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、
経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思
います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、
経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思
います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、
経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思
います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号6番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、
経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思
います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号7番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号8番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号9番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

次に、番号11番の件について、議席6番、勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号11番について、7月13日、推進員渡部委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

次に、番号12番の件について、議席7番、竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 聡一

番号12番について、7月15日、推進員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

次に、番号13番の件について、議席1番、竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号13番について、7月17日、推進員後藤委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

委員 高橋 孝博

番号3番と4番で同じ字内で賃借料の違いは、何によるものでしょうか。

地形と考えてよいですか。はい、わかりました。

議長 新野 勝廣

次にご質問等ある方いらっしゃいますか。

では私からお願いします。番号12番について、畑も田と同額でよろしいのですか。

委員 竹田 総一

ハウスの畑ですので、良いそうです。

議長 新野 勝廣

はい、わかりました。

そのほか、ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定します。

日程第8、議第124号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

13ページをご覧ください。議第124号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●大字大塚字中野他屋九229-1、田 122 m²、計田 20 筆 29,247 m²、貸し直し、経営規模拡大

2番●●、●●大字大塚字長橋160、田 899 m²、計田 6 筆 2,262.31 m²、経営規模縮小、経営規模拡大

以上の申請について借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番および2番の件について、議席4番、平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

番号2番について、7月13日、推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定します。

日程第9、議第125号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第125号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。令和7年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。以上です。

議長 新野 勝廣

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の決定により、担当課から資料の説明をお願いいたします。

農林課課長補佐 高橋 陽一

農林課の高橋と申します。私から今回の変更内容の説明をさせていただきます。16ページをご覧ください。今回の変更は、大塚北部の基盤整備事業に伴う農用地区域への編入の申請でございます。緊急性を踏まえた事業計画であることから、土地利用計画の変更を行うものです。変更内容は、編入案件3件、面積822.39㎡です。詳細については資料No.2補足資料によりご説明いたします。

(以下、農用地利用計画変更一覧の詳細を読み上げ、補足説明)

今回の編入案件については、大塚北部地区での基盤整備事業の区域の設定に当たり、区域内となる予定の区域において現況宅地となっている土地について、緊急的に編入を行うものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定します。

これをもちまして、第30回、川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和7年7月25日

川西町農業委員会議長

会 長

新野 勝廣

議事録署名委員

3番

遠藤 愛

議事録署名委員

4番

平田 壽和

